

郵送による転出届

大崎市長あて

届書作成日 令和 年 月 日

① 転出届の種類

☑を付けてください

☐ 通常の郵送による転出届(転出証明書を交付します)

☐ 特例による転出届

(異動者の中に有効なマイナンバーカードをお持ちの方がいる場合に限りです)

※海外転出は「郵送による転出届」では受付
できませんので、窓口にお越しください。

② 届出をされる方

必要事項を記入してください

届出人氏名

電話番号

メールアドレス

③ 転出先に関する情報

必要事項を記入してください

新たな住所

(都道府県名から)

世帯主名

お住まいになった日

令和

年

月

日

④ 大崎市での住所情報

必要事項を記入してください

今までの住所 大崎市

アパート・マンション等の名称と部屋番号

大崎市に残る人がいる場合は、
新世帯主を書いてください

世帯主名

⑤ 転出される方の情報

氏名(フリガナ)	生年月日	性別	特例転出カード● (お一人のカードを指定)
	大正 昭和 平成 令和 西暦 .	男・女	
	大正 昭和 平成 令和 西暦 .	男・女	
	大正 昭和 平成 令和 西暦 .	男・女	
	大正 昭和 平成 令和 西暦 .	男・女	
	大正 昭和 平成 令和 西暦 .	男・女	

※特例による転出届とは…有効なマイナンバーカードをお持ちの方が、転出の手続きを簡略化できる制度です。転出証明書の交付を受けずに、転入先の市区町村でマイナンバーカードを提示して転入手続きを行うことができます。特例による転出届を希望の方は、処理が終わりましたらご連絡いたします。

また、住み始めた日から14日以内に転入届を出すことが特例による転出届の条件となっています。14日を過ぎての転入届となるとデータが消えてしまい、転出証明書が必要となる場合がありますのでご注意ください。なお、転入届の際は、マイナンバーカードの提示及び暗証番号の入力が必要になりますので、カードの紛失等ないか、暗証番号を覚えているかをご確認願います。

●特例による転出届をご希望される場合は、転出される方の中でマイナンバーカードをお持ちの方(お一人)に「○」を記載してください。

○転出先住所を記入した長3サイズの返信用封筒(110円切手貼付)と本人確認できる書類のコピーを同封してください。

※官公署が発行した写真付のもの(運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等)であれば1点、それ以外のもの(健康保険証・資格確認書・年金手帳・学生証・診察券・銀行の通帳等)であれば2点以上必要です。(スマートフォン等で撮影して印刷したものは不可)

※特例による転出届の場合は、返信用封筒は不要です。